

乙第3号議案 岡山市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
提案者を代表して提案理由の説明をします。

9月議会では、岡山市立放課後児童クラブ条例に賛成しました。その理由は、バラバラだった児童クラブを岡山市が統一したルールをもって管理運営するべきだと考えたからです。しかし、これまでも、児童クラブも保育園と同様に所得に応じた利用料にするべきだと考えていましたので、来年4月から岡山市の児童クラブ条例が施行される前に、月額利用料の改正案を提案するべきだと考えました。

岡山市立放課後児童クラブ条例では、保護者負担金については、「子ども一人当たりで年額5,193円増加する」との答弁が9月議会でありました。その金額は一律7,500円という月額利用料です。それに加えて延長料金2,500円、おやつ代2,000円の負担があり、合計で月に12,000円が保護者の負担となります。

今回の条例改正案では、月額利用料のみを所得に応じた金額に改定するものです。

生活保護世帯は0円。

市民税非課税世帯は2,970円。

市民税所得割額が48,600円未満が4,510円。

市民税所得割額が48,600円以上97,000円未満が6,050円。

市民税所得割額が97,000円以上140,000円未満が7,260円。

市民税所得割額が140,000円以上235,000円未満が8,470円。

市民税所得割額が235,000円以上336,000円未満が9,790円。

市民税所得割額が336,000円以上が11,000円です。

市民税所得割額が336,000円以上の世帯の年収は、1000万円以上の世帯となります。

この月額利用料は、保育園の認可保育施設の階層別人数を参考にして、今年5月1日現在の児童クラブ在籍児童数を7,211人として、提案者が試算したものです。岡山市が一律で提案し

た 7,500 円の月額利用料の総額も参考として、推計しています。

岡山市は、児童扶養手当受給世帯を減免対象としました。この児童扶養手当は、子どもが一人だと一部支給でも年収 230 万円を超えていると対象になりません。つまり、岡山市の児童クラブでは児童扶養手当をもらえないシングルマザーは、12,000 円の月額利用料を払わなければなりません。保育料はシングルマザーは減免対象となりますので、保育料は 6,000 円に減額されます。保育料は、今年 10 月から、3 歳、4 歳、5 歳児は無償化となり、副食費 4,500 円の負担に変わりました。年収 230 万円のシングルマザーと、年収が 1,000 万円を超えている世帯と同額では、とても福祉施策とはいえないと考えます。

子どもの貧困を何とかしなければならぬというなか、岡山市は、子どもの貧困対策の推進を子ども・子育て支援プラン 2020 に位置づける予定です。ひとり親家庭のしおりで見ますと、児童扶養手当受給世帯の割合は若干減っていますが、就学援助の認定を受けている小中学生の割合は、増加傾向にあります。子どもの貧困対策は、待ったなしといえると思います。

岡山市は、これ以上子どもの貧困を拡大させないという立場に立って、施策を遂行するべきです。

岡山市の児童クラブを福祉施策として、しっかりと位置付けるためにも、保育園の利用料と同じように、児童クラブの利用料も、所得に応じた利用料とするべきです。当局は、「児童クラブはこれまでも応益負担でやってきた。事務処理の簡素化を図るためにも応能負担は考えていない。」と答弁しています。しかし、これまでは、児童クラブごとに運営委員会が独立して、児童クラブを運営をしてきました。

今回は、岡山市の児童クラブを新しく作るのですから、保育料と同様に所得に応じた応能負担を導入すべきと考え、岡山市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を提案します。